

平成31年 1月11日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（13名）

1番	朝 日 将 貴	3番	加 藤 克 之
4番	高 橋 八重典	5番	永 井 利 明
6番	鈴 木 みどり	7番	那 須 英 二
8番	三 宮 十五郎	9番	早 川 公 二
10番	平 野 広 行	11番	三 浦 義 光
13番	炭 竈 ふく代	14番	佐 藤 高 清
15番	武 田 正 樹		

2. 欠席議員は次のとおりである（2名）

12番	堀 岡 敏 喜	16番	大 原 功
-----	---------	-----	-------

3. 会議録署名議員

6番	鈴 木 みどり	7番	那 須 英 二
----	---------	----	---------

4. 欠員（1名）2番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（35名）

市 長	安 藤 正 明	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	奥 山 巧	総 務 部 長	渡 邊 秀 樹
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	村 瀬 美 樹	開 発 部 長	安 井 耕 史
教 育 部 長	立 松 則 明	総 務 部 次 長 兼 庁 舎 建 設 室 長	伊 藤 重 行
民 生 部 次 長 兼 福 祉 課 長	山 下 正 巳	開 発 部 次 長 兼 土 木 課 長	伊 藤 仁 史
開 発 部 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	大 野 勝 貴	会 計 管 理 者	山 田 淳
教 育 部 次 長 兼 生 涯 学 習 課 長 兼 十 四 山 ス ポ ー ツ セ ン タ ー 館 長	安 井 文 雄	教 育 部 次 長 兼 図 書 館 長	横 山 和 久
監 査 委 員 長 事 務 局 長	羽 飼 和 彦	総 務 課 長	佐 藤 文 彦
財 政 課 長	佐 藤 雅 人	秘 書 企 画 課 長	安 井 幹 雄
危 機 管 理 課 長	伊 藤 淳 人	税 務 課 長	佐 野 智 雄
収 納 課 長	服 部 朋 夫	市 民 課 長	梅 田 英 明

保険年金課長	服部利恵	環境課長	柴田寿文
健康推進課長	飯田宏基	介護高齢課長	藤井清和
児童課長	大木弘己	十四山支所長	鈴木博貴
総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長	村瀬修	農政課長	小笠原己喜雄
商工観光課長	横江兼光	下水道課長	水谷繁樹
会計課長	伊藤えい子	学校教育課長	渡邊一弘
歴史民俗資料館長	伊藤隆彦		

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	石田裕幸	書記	鷲尾里恵
書記	伊藤国幸		

7. 議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 議案第64号 第2次弥富市総合計画の基本構想について |
| 日程第3 | 議案第65号 土地改良事業に伴う町の区域の変更について |
| 日程第4 | 議案第66号 弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第67号 弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第68号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第69号 弥富市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第70号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第71号 弥富市運動広場条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第72号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第73号 平成30年度弥富市一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第12 | 議案第74号 平成30年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第13 | 議案第75号 平成30年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第14 | 議案第76号 平成30年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） |

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○副議長（三浦義光君） おはようございます。

本日、堀岡議長と大原議員より、会議を欠席する旨の届け出がありました。

議長が欠席されましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、本日、副議長の私が議長の職務を務めさせていただきますので、御協力お願いをいたします。

ただいまより、継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○副議長（三浦義光君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、鈴木みどり議員と那須英二議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第64号 第2次弥富市総合計画の基本構想について

日程第3 議案第65号 土地改良事業に伴う町の区域の変更について

日程第4 議案第66号 弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第67号 弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第68号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第69号 弥富市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第8 議案第70号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第9 議案第71号 弥富市運動広場条例の一部改正について

日程第10 議案第72号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第11 議案第73号 平成30年度弥富市一般会計補正予算（第5号）

日程第12 議案第74号 平成30年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第13 議案第75号 平成30年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第76号 平成30年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○副議長（三浦義光君） この際、日程第2、議案第64号から日程第14、議案第76号まで、以上13件を一括議題とします。

本案13件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

まず、平野広行議員、お願いします。

○10番（平野広行君） 10番 平野広行、通告に従いまして質問させていただきます。

議案第64号第2次弥富市総合計画の基本構想について、大きく分け3点について質問させていただきます。

まず1点目ですが、基本構想案の中で、第1章、計画の策定に当たって、この7ページにあります5番目の計画の特徴について伺います。

第2次弥富市総合計画における計画の特徴において、(1)市民の参画と行政との協働による市民主体を基本とした計画から、(4)市民の目線を重視した一層わかりやすい計画まで、4つの特徴が記載されておりますが、第1次総合計画と比較しますと、(1)の市民の参画と行政との協働による市民主体を基本とした計画が特徴として追加をされたという形になっていますが、その理由と重きを置いた点について伺います。

○副議長（三浦義光君） 安井秘書企画課長。

○秘書企画課長（安井幹雄君） おはようございます。

平野議員の御質問に御答弁申し上げます。

第2次総合計画の特徴の一つといたしましては、市民の参画と行政との協働による、市民主体を基本とした計画という項目を新たに追加いたしました。追加した理由としましては、2つございます。1つ目は、今後のまちづくりでは市民の参画、協働意識を生かした地域力の維持、強化が求められるとともに、生涯にわたって市民が活躍できるまちの実現が求められているためであります。2つ目は、地方分権の実現に向けて、自立した弥富市をつくり上げ持続的に経営していくためには、社会情勢や市民ニーズの変化を的確に捉え、市民と行政が信頼関係を深めつつ、協働のまちづくりを進めていくことが一層強く求められているためであります。

今後は、厳しい弥富市の財政状況のもと、これまで以上に市民ニーズが複雑化、多様化し、弥富市の財政だけでは市民ニーズに対応することが非常に困難な状況となっております。民で行えることは市民等の皆様で行っていただき、公でしかできないことについては、市が責任をもって行っていく、また市民等の皆様と市の双方が協力して行う、市民等との協働の取り組みが求められているためであります。

○副議長（三浦義光君） 平野議員。

○10番（平野広行君） じゃあ、続きまして2点目ですが、この41ページにあります第4章、基本構想の実現に向けて、1番、総合計画の進行管理の実践の中で、総合計画、基本計画ですが、に位置づける施策、事業については、PDCAサイクルの構築に基づく進捗管理を実施します。また、施策等の強化実施に際しては、施策目標に対する市民満足度、目標指標です。ね、と主要施策の達成度を示す成果指標の設定とともに、当該施策、事業の担当部局によ

る評価だけでなく、市民や有識者など外部からの複合的な視点を踏まえて評価しますとありますが、前期においては、確か全協の場だと思いますが、主要施策の達成度、成果指標についてで議会に説明がありましたけど、後期においては、ホームページに掲載してありますと、そういった回答で議会には特に説明がありませんでしたので、きょう議案質疑の中で伺います。

第2次総合計画の中にうたってありますが、市民と行政が一体となって行政運営ができるように、市民の主体的な参画等熟議に根差した計画となっておりますので、しっかりと議会に説明をするべきだと思いますので、今後はよろしく願いをしておきます。

そこで、後期の施策評価結果は26ページに記載してありますが、前期と比べどうであったか、第1章から第6章までの政策分野ごと、また総合的にどうなのか、検証結果を伺います。

○副議長（三浦義光君） 安井秘書企画課長。

○秘書企画課長（安井幹雄君） お答えいたします。

第1次総合計画の前期基本計画と後期基本計画の関係部署が行った施策評価結果を比較しますと、前期と後期では評価配点が異なっているために、評価結果に多少の誤差は生じますが、全体評価としましては前期が69.4点に対し後期が64点となり、5点ほど平均点が下がっております。

政策分野別に見ますと、前期から後期で平均点が上昇した分野は、第2章の生活環境分野と第5章の産業分野であります。一方、平均点が下がった分野は、第1章の都市整備分野、第3章の保健・医療・福祉分野、第4章の教育・文化・スポーツ分野、第6章の人権・協働・行財政分野でありました。

政策分野ごとの内容を見ますと、第1章の都市整備分野では、市街地の整備が高く、港湾地域の整備促進が低くなっております。第2章の生活環境分野では、上水道の充実、下水道の充実、消防・防災の充実が高く、環境自治体の形成が低くなっております。第3章の保健・医療・福祉分野では、各施策項目とも50点超えであり、高齢者支援の充実が最も高くなっております。第4章の教育・文化・スポーツ分野では、各施策項目ともおおむね50点前後であります。第5章の産業分野では、農水産業の振興を除いて全て高くなっております。第6章の人権・協働・行財政分野では、市民と行政との協働のまちづくりの推進が低くなっております。以上でございます。

○副議長（三浦義光君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 後期は前期に比べて少し、5ポイントですか、下がったということを確認しました。

では次に、第1次総合計画では、当該施策、事業の担当部局による評価だけでなく、市民や有識者など外部からの複合的な視点を踏まえて評価しますとありますが、具体的にどのよ

うな形で進めるのか伺います。

○副議長（三浦義光君） 安井秘書企画課長。

○秘書企画課長（安井幹雄君） 御答弁申し上げます。

市民や有識者などによる外部評価の進め方につきましては、これまで同様に、行政評価制度を活用し、総合計画の進捗管理を行ってまいりますが、内部評価だけではなく外部からの客観的な評価視点を加える必要があるため、来年度より新たに行政評価外部委員会の設置を計画しております。また、来年度からの行財政アドバイザー導入の検討も行っており、専門的な立場から具体的な助言、提言などをいただくことを考えております。

○副議長（三浦義光君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 次、3点目になりますが、34ページの2番ですね。財政の見通しと対応方針の中で、10年間の財政の見通しが表で示されていますが、平成31年度、2019年度以降は形式収支がマイナスとなる見込みで、事業の選択と集中などによる歳出抑制の徹底と歳入の確保を図ると、こう記載してあります。

特に2024年度以降の後期においては、形式収支において約13億円程度の赤字が示されております。これでは、単年度収支、さらには実質単年度収支においては、この数字が大きな赤字となってくると思います。

昔から、入るを量りて出るを制すと言われますが、出るを制すには、新庁舎建設事業は別といたしまして、現在計画されている事業の見直し、計画変更等も考えているのか伺います。

○副議長（三浦義光君） 佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤雅人君） 改めまして、おはようございます。

平野議員の御質問に御答弁申し上げます。

中長期の財政見通しにより、今後予想される厳しい財政状況を考慮し、財政危機に陥ることのないよう行財政改革を着実に実行し、事業の選択と集中などによる歳出抑制の徹底と歳入の確保を図っていく必要があります。

計画されている事業の見直し、計画変更等も考えているのかどうかという御質問につきましては、新年度予算を編成していく中で、現在計画しております事務事業の優先順位、必要性等をしっかりと精査してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（三浦義光君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 見直しもあり得るというふうに考えておきます。

それでは次、2点目ですが、歳入の面におきまして、2019年度をピークに市税の収入が減少傾向というふうになっておりますが、この見解を伺います。

○副議長（三浦義光君） 佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤雅人君） 御答弁申し上げます。

市税の収入の減につきましては、人口減少等、恒久減税等でいろいろ下がっていくことが予想されております。以上でございます。

○副議長（三浦義光君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 3点目ですが、弥富市の財政状況について、昨年ですが、財政グループからの説明が議会、そして市民に向けてありました。この弥富市の財政状況についてという冊子ですね。これを説明いただきました。

その中で、平成31年度以降の5大事業として、69億円の事業費が計上され、このほかにも公共施設の改修、道路施設整備等の投資的経費がかかり、その財源の大半は地方債で対応するとありますが、本市の市債の借入先の一つであります東海財務局、約45%の市債を受け持っているわけですが、そこが融資先の償還確実性を確認する観点から、本市の財務状況、債務償還能力と資金繰り状況を把握するため、おおむね5年に1度ヒアリングを実施しておりますね。直近ではこの28年度が対象となつて行われたわけですが、このヒアリングを踏まえた総合評価では、28年度におきましては、債務償還可能年数は4.1年、診断基準では15年を下回っており、また実質債務月収倍率は6.7月、診断基準は18月で、これも診断基準を下回っておりまして、債務償還能力は注意すべき状況にはないと結論づけておりますが、資金繰りの状況においては、積立金等月収倍率2.8月、診断基準3.0月を下回ってはおりますが、余裕が余らないということで、やや注意すべき状況にあると示されております。

今後の見通しとして、28年度に策定した29年度から33年度の中期財政計画においては、ストック面、債務の水準においては債務高水準の状況にはありませんが、ストック面とフロー面、フローというのは償還原資獲得状況を組み合わせた指標である債務償還可能年数については、平成33年度には29.2年と、平成28年度と比較しまして大幅に上昇する見通しであります。診断基準である15年以上となっております。

したがって、ストック面は債務高水準の状況にはないが、フロー面で収支低水準の状況となる見込みであることから、収支計画、債務償還能力の今後の見通しについては留意すべき状況が見込まれると記載をされております。

これらの点を踏まえて、市債の発行に対する考えを伺います。

○副議長（三浦義光君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

市債につきましては、さまざまな市債がございます。起債といいますか、市の市債ともいいますけれども、これにつきましては、今御指摘の国の資金を借ります起債もございまして、また、その国の起債で借りられない部分につきましては、民間からお借りするというようなこともございます。ただ、そういった起債につきましては、何もかも資金不足を借りられる

わけではございませんので、公共施設の整備とかそういったもので起債が限られて借りられるわけですが、方針といたしましては、できるだけ今年度、普通交付税の措置が高い、そういったものを選択しながら、有利なように運営してまいりたいと思っております。

○副議長（三浦義光君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 市債も歳入のうちなんですけど、歳入不足ですね。これであれば財源の確保が必要であります。その中にはさまざまな取り組みがございますが、過去におきましても、何回か話に出てきましたけど都市計画税、こういったものについてはどのように考えてみえますでしょうか。

○副議長（三浦義光君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

ただいま都市計画税の御質問がございましたが、これは以前、市長からもお答えをさせていただいたと思いますが、現段階では考えていないということでございます。

○副議長（三浦義光君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 自治体の会計は単年度会計ですね。1年間の現金の出入りを把握することに重点を置いた現金主義の考えに基づいております。この制度では、これまでの行政活動によって形成されてきました道路であるとか、学校であるとか、公園等の資産がどれくらいあるのか、あるいはその対価として将来支払わなければならない負債がどれくらいあるのかといった情報が読み取れないということで、28年度から全国統一レベルで新公会計制度に基づいた財務4表が作成をされているわけでございます。この財務4表からわかる財務指標を財政計画にどのように活用していくのか伺います。

○副議長（三浦義光君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

新地方公会計制度に基づく財務4表につきましては、今回ちょうど新しい財務4表が策定されたところでございます。これにつきましては、一つのメリットといたしますのは、全国統一でございますので他市町村との比較ができるということでございます。従来は、それぞれの制度といたしますかシステムでつくっておりましたので、比較が不可能だったということでございます。したがって、そうしたことを活用いたしまして、同規模程度の他の市町村との比較とか、そういったことも可能になってくるわけでございますので、そういった内容を比較いたしまして、今後活用していきたいと思っております。以上でございます。

○副議長（三浦義光君） 平野議員。

○10番（平野広行君） これで私の議案質疑を終わります。

○副議長（三浦義光君） 次に、鈴木みどり議員、お願いします。

○6番（鈴木みどり君） 6番 鈴木みどり、通告に従いまして質問をさせていただきます。



今回は、議案第71号弥富市運動広場条例の一部改正について、お伺いします。

今回一般質問で、このいこいの里の南側にある広場についてお聞きしようと思っておりましたが、議案の中にこのことが入っておりましたので、基本的なことですが、議案質疑としてお伺いします。

まず、議案の中で、弥富市運動広場条例の一部改正で、いこいの里南側の広場を八穂グラウンドとして加えるとあります。この八穂グラウンドの申請の仕方についてお聞きしていきたいと思いますが、本市においては、このグラウンドのほか、亀の子グラウンド、二葉グラウンド、鍋田川グラウンド、子宝グラウンド、上野グラウンド、境港多目的グラウンド、木曾川グラウンド、そして今度新しくできた八穂グラウンドがあるわけですが、これらのグラウンドを使用するに当たり、現在、今どこに申請を出しているのか、また八穂グラウンドの申請はどこですか。すぐ横にあるいこいの里では、この申請だけでもできないかをお聞きします。

○副議長（三浦義光君） 安井生涯学習課長。

○教育部次長兼生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（安井文雄君） 鈴木議員御質問の、八穂グラウンドの利用許可申請はいこいの里でできないかという御質問ですが、本市内の社会教育施設及びグラウンドにつきましては、全て生涯学習課所管のところで利用許可申請の受け付けを行っております。したがって、今回の八穂グラウンドに関しましても、生涯学習課所管の南部コミュニティセンターで利用許可申請を受け付けします。

○副議長（三浦義光君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 生涯学習課の管轄ということですので、全てが社会教育センターのほうで申請を出さなきゃいけないということですね。

八穂グラウンドは生涯学習課、いこいの里はいこいの里と、同じ場所にありながら管轄が違うということで、今お答えいただいたんですけれども、利用時間や利用日は、生涯学習課に合わせていくのか。今までですと、いこいの里の休館日だとか、その日程に合わせて、時間が合わせてあったと思うんですが、それはどのようになりますか。

○副議長（三浦義光君） 安井生涯学習課長。

○教育部次長兼生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（安井文雄君） 現在、いこいの里に関しましては、弥富市いこいの里条例施行規則第2条で休館日を、それから第3条で開館時間を規定しております。いこいの里の広場に関しましては、利用時間や利用日に関しまして規定されておらず、市民が自由に利用できる多目的広場となっております。

今回、議案第71号で上程させていただきました弥富市運動広場条例に八穂グラウンドを加えることにより、生涯学習課所管のグラウンドとして管理・運営し、利用期間及び利用時間に関しましては、弥富市運動広場条例施行規則第2条別表で、八穂グラウンドの利用期間は1月5日から12月27日まで、それから利用時間に関しましては午前6時から午後6時までとさせ

ていただきます。

○副議長（三浦義光君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 今回、八穂グラウンドとして整備されたわけですが、このグラウンドを使用するに当たり、借りる種目が限られてくるのか、それとも、中に多目的広場、グラウンド、いろんな言い方があるんですけれども、そのグラウンドと多目的グラウンドと書いてあるものと、どのような違いがあるのかをお聞きしたいと思います。

○副議長（三浦義光君） 安井生涯学習課長。

○教育部次長兼生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（安井文雄君） グラウンドと多目的広場の違いに関しましては、各市町で解釈がかなり違います。弥富市におきましては、競技や球技などスポーツ施設として整備したものをグラウンドとし、市民が自由に利用できる場所を多目的広場としております。

○副議長（三浦義光君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 八穂グラウンドのほうは、種目は限られていますか、多目的ですか。それとも種目は限られてくるわけですか。

○副議長（三浦義光君） 安井生涯学習課長。

○教育部次長兼生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（安井文雄君） 先ほど御答弁申し上げたとおり、今までは市民に自由に多目的で利用できる広場として管理しておりました。今回の整備工事で、少年サッカーをメインとしたグラウンド整備をしまして、少年サッカーのグラウンドが2面確保することができました。今後は、少年サッカーを中心とした利用をしていただくこととなります。

○副議長（三浦義光君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 使用料については記載がされてありましたので、とにかくグラウンドの立地条件にかかわらず、一律1面ごとに1時間700円ということで理解してよろしいですね。わかりました。

私の質疑はこれで終わります。ありがとうございます。

○副議長（三浦義光君） 次に、那須英二議員、お願いします。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二、通告に従いまして質問させていただきます。

私の質問といたしまして、まず議案第64号第2次弥富市総合計画の基本構想についてでございます。

議案のほうでいいますと38ページのほうに、37から続く38ページということで、第3章、まちづくりの基本計画という項目で記された部分になりますけれども、まず第1に、基本目標1として、防災対策の推進というふうに書かれております。この件に関しては、こちらの前期の基本計画案とリンクしているところもあると思いますけれども、そちらのほうも見ま

して検討したところ、以前、三宮議員や朝日議員の一般質問において、高速道路への避難ということで質問があったかと思います。高速道路と連携して、公園やハイウェイオアシス等を整備し、避難所を兼ねる提案がされて、以前の市長は、この高速道路と交渉していくということで、高速道路への避難ということを経済項目として上げて交渉に臨んでおりましたけれども、この件に関してはやはり、私としてはこの弥富市としては必須の課題だと思っておりますので、この高速道路への避難、またはその隣接地にそうした公園等を設けて、下からも上れるような大型な避難所が必要かと思っておりますけれども、そういった項目をぜひこの基本計画に追加していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（三浦義光君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 那須議員に御答弁申し上げます。

以前の答弁におきましては、高速道路上への避難についてNEXCO中日本と交渉してまいりますと御答弁させていただいております。

現在の進捗を御説明いたしますと、東名阪自動車道について、平成27年11月にNEXCO中日本に高速道路上への一時避難を要望しましたが、平成28年1月に、高速自動車専用道路であり、住民避難者安全確保、通行する車両の危険防止、確実な交通規制が行われなければならない、現状においては休憩施設など安全な場所が確保できることを検討していくとの回答がございました。

その後、安全な場所として、インターのり面を活用する一時避難場所建設のため、平成28年8月に弥富市、蟹江町、NEXCO中日本による、津波・高潮・洪水時の緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定を締結いたしました。その際、桑名市が長島インター付近に設置しました一時避難場所を参考に蟹江町とともに計画しましたが、建設調査を進めていく段階で、インターのり面への設置に対する強度について、長島インター付近の一時避難場所は高速道路本線の強度があるコンクリートで補強された側面に設置しているのに対し、弥富・蟹江インターとも土盛りのり面のため、国の示す基準と同等の耐震性を確保することが困難であり、災害時に崩れる可能性もあることから、構造補強など行わなければならない、整備自体が困難な状況でございます。

なお、NEXCO中日本は、両インターのり面に対し、今後構造補強の予定はないと回答をいただいております。

高速道路を避難場所として活用していくことにつきましては、総合計画に追加する考えはございませんが、今後も引き続き新たな提案など定期的に協議を進めてまいります。

○副議長（三浦義光君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、総合計画には追加しないけれども引き続いての交渉と。または、インターのり面において強度が足りないということが新たな調査によってわかったというこ

とでございますので、時間のかかることかもしれませんが、ただし、災害は本当にいつ何時、すぐにやってきてもおかしくないという状況にありますので、できれば早急な対応を求めたいと思います。

続きまして、この基本目標の続いて1なんですけれども、環境衛生と環境対策の推進とも書かれております。市内用排水路が汚染されて、夏場はもとより冬場にも悪臭が漂う地域があるので、ぜひ環境対策という中でいうのであれば、1つふやしてほしい項目といたしまして、悪臭対策を追加して、市民の住環境を守ってほしいと思います。例えば、具体的には、前例を挙げれば、環境浄化剤等の検討を行って、自治会の申請等による容易に使用できるような形で、市のほうから環境対策、悪臭対策としてぜひ基本計画の中に追加して、悪臭からも市民を守るということを追加してほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（三浦義光君） 柴田環境課長。

○環境課長（柴田寿文君） 御答弁申し上げます。

用排水路の悪臭対策につきましては、議案とは別に配付しております前期基本計画の基本目標1の施策目標5. 環境対策の推進、主要施策と概要の環境汚染対策の推進に記述してございます河川・地下水の水質汚濁対策の中で取り組んでまいります。

なお、具体策として御提案の、環境浄化剤を自治会申請により配付ということにつきましては、これまで議会で答弁させていただいているように、悪臭対策としての環境浄化剤に大きな効果が確認できませんでしたので、申請に対する配付は難しいと考えておりますので、御理解いただけますようよろしくお願いいたします。

○副議長（三浦義光君） 那須議員。

○7番（那須英二君） これは目標ということで、今、環境対策、この前期基本計画（案）の中の13ページの部分に水質汚濁等のものに対して入っておるよということでございますけれども、やはり私としては、市の認識が悪臭に対しての目を向けていただきたいという思いでこうした質問をさせていただいておりますので、ぜひそのことを理解していただいて、環境浄化剤等は一例ですので、これを確実にというわけではありませんが、とはいえ、今の特効薬として考えられるのは、それは私はいいいじゃないかという思いで質問させていただいておりますので、新たな対案があれば、ぜひ市のほうからも提案していただきたいと思いますので、また今後引き続いて調査・検討と、あと進捗状況、また新たな改革案が示されましたらぜひ教えていただきたいと思います。以上です。

そして、続きまして、今度はこの議案のほうの同じまちづくり基本計画の中の基本目標の5ということで、こちらの前期基本計画（案）の中では61ページからのものになりますけど、この中の64ページ、道路交通網の充実、議案のほうでは40ページ、道路交通網の充実ということで、先日、高橋議員の質問もありましたが、道路交通網の充実ということで、市内の交

通網のかなめであるコミュニティバス、これが現状余り効率的とは言えない状況にあります。もちろん何回も改善されておりますし、また今後も改善していくということでございますけれども、今までのようにさまざま、多少ルートを変更したり時間を変えていくだけでは根本的な解決に至らないと思っております。もっと抜本的な改善案をぜひ示してほしいと思います。

高橋議員の質問の中で、来年はアンケートやシンポジウム、ワークショップ等を行いながら、市民と協働しながら考えていくということでございますが、ぜひその中にオンデマンド等の検討も加えていただきたいと思いますけれども、そうした抜本的な改善案として、市が思っている今の対案みたいなものはございますでしょうか。

○副議長（三浦義光君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） お答えします。

現在のところ、具体的な案というものはございませんが、御指摘のオンデマンド方式などの導入につきましては、当該調査の分析結果をもとに考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

○副議長（三浦義光君） 那須議員。

○7番（那須英二君） せっかくシンポジウムやワークショップを行うということなので、それに間に合うように調査をしていただいて、オンデマンドがどういうものなのか、これを検討したらどうかということで、市民のほうにもぜひ議論の議題として上げていただいて、それを踏まえた上で、今後どうしていくかということで対策を考えていただきたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

次ですが、同様にこの議案のほうの基本目標5の中の40ページになりますけれども、公園緑地の充実、こちらの前期基本計画の中では70ページに該当する部分でございますけれども、都市計画において、区画を整理した場合は緑地面積の基準を設けていると思います。逆に、都市計画ではなくて、個々が売買していった開発が進んできた地域は、その基準ではない状況になって、都市計画の中で行っておれば緑地が確保されるのに対して、そうではなく個々で開発してきた地域においては、その緑地がないというような状況になっているわけでございます。そこで、今後の市街地の開発においても都市計画と同様の緑地面積の基準を設けて、開発事業者はその基準を満たすための負担をしてもらうような制度を整備したらどうかと思います。ただし、わずかながらの面積をちょいちょいと提供していただいても、それは余り効果がないものですから、公園整備、緑化のための資金として出資してもらって、市でそれを使いながら緑地、公園の整備をしていくというような構想でございますけれども、そういった構想で、要するに基準を設けた上で公園、緑地の面積を確保していくという形においてはどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（三浦義光君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） お答えさせていただきます。

開発行為における公園の設置につきましては、弥富市宅地開発行為等に関する指導要綱により、事業者には、事業区域面積が3,000平方メートル以上の場合は3%または150平方メートルのいずれか大きいほうの面積以上の公園、緑地または広場を整備していただいております。

現状といたしまして、宅地開発事業が区域面積3,000平方メートル未満で施行されていることが多く、愛知県開発許可基準においても公園、緑地の設置義務が免除されております。これは、先ほどもおっしゃられたように、小さな公園ですと機能上不十分であったり、維持管理上の問題が残ることによるものでございます。

このようなことから、法律上に規定のない義務づけや指導要綱による緑地設置に対する過大な上乗せは考えておりません。しかし、このような宅地開発事業が連鎖的に行われてきた前ヶ須地区では、公園が少ないことや、市民や地区からの設置要望もあることから、第2次総合計画基本構想期間の中で設置検討をしてまいりたいと考えております。

○副議長（三浦義光君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、市のほうも緑地がない市街地について認識はしておるということでございますので、それを進めていくということでございます。

ぜひそれは進めていただきたいと思いますが、ぜひ、ある一定の基準を設けながら、出資していただくのはかなり難しいということでございますけれども、この市の公園、緑地の整備の計画において、ある一定の基準を設けながら今後整備していくということを決めていったほうが、わかりやすく対応できると思いますので、これは今、市街地に限って言いましたけれども、市街化区域においても住民としては困っている部分もございますので、そのあたりについてもしっかりと整備していただければと思います。

最後でございますけれども、同様に議案のほうの基本目標5、40ページに該当するところでございますが、住環境の整備ということで書いてございます。こちらの前期基本計画の中では、72ページからになりますけれども、そこで私としては注目して行っていきたいのが、空き家対策の推進ということで書いてございます。先日、朝日議員の質問も、空き家対策の部分に対してリフォーム等ということで質問がございましたが、私としてはもう少し別の角度でございますので、住環境の整備として空き家対策ということで、空き家の適正管理としてしていく必要があるということでございます。

愛西市を参考にさせていただきましたが、この愛西市というのは、空き家特措法が公表されてから、空き家の管理に対してかなり力を入れて、シルバー等を使いながら、市のほうで積極的にこうした不適切な空き家を整備しているということでございます。この愛西市を参

考に、市としても具体的に空き家の適正管理を援助する手だてを考えていらっしゃるかどうか、まず伺います。

○副議長（三浦義光君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） 愛西市では、シルバー人材センターと協定を締結し、シルバー人材センターが行う空き家等の見回りや空き家の状況報告書の業務を相談を受けた空き家の所有者等に紹介することにより、空き家の適正管理の推進を図られております。

これは、所有者等が遠方にお住まいの方等に空き家の状況が容易に把握できない場合等に非常に有効なサービスだと思いますので、弥富市シルバー人材センターと相談させていただきます。

また、弥富市は愛知県宅地建物取引業協会と空き家等対策に関する協定の締結を予定しており、空き家に対する専門家の相談や弥富市空き家バンクの設置により、空き家の発生の未然防止や適正な管理や流通、活用等の推進を図ってまいりたいと考えております。

○副議長（三浦義光君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、当局のほうから対策をいろいろと考えられているということですので、愛西市の件もこうした制度をぜひ参考にしてやっていただけるということですので、やはり一刻も早く、特定空き家、危険な放置された空き家、崩れそうな部分であったり、または雑草が生い茂っているような、火がついたらもうすぐに近隣に燃え移るような危険な状態を野放しにするのではなくて、適正に管理していただけるように市のほうからも強く地権者等に要請していただきながら、こういう制度があるよということを紹介しながら、適正な管理に努めていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。私の質問は終わらせていただきます。

○副議長（三浦義光君） 他に質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（三浦義光君） 質疑なしと認め、本案13件はお手元に配付した議案付託表のとおり、委員会に付託します。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会をします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時50分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会副議長 三 浦 義 光

同 議員 鈴 木 みどり

同 議員 那 須 英 二